

手配旅行取引条件説明書面〔共通事項〕

この旅行は、The Hidden Japan 合同会社（以下「当社」といいます。）が手配するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。この書面は、旅行業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5及び当社の旅行業約款手配旅行契約の部第10条第1項の契約書面（以下「契約書面」といいます。）の一部として取り扱います

1. 手配旅行契約

当社はおお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様がこの取引条件説明書面に記載された運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受けます。当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、手配旅行契約に基づく当社の債務は終了します。

2. お申込みと旅行契約の成立

(1) お申込みの時点で未成年者の方は、お申込みの際に親権者（原則としてご両親）の同意書を提出してください。

(2) 健康を害している方、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は手配先の機関にその旨をお伝えします。この場合、手配先の機関からお客様のために講じた特別な措置に要する費用に関する請求があったときは当該費用はお客様の負担とします。

(3) 当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

①お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

②お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

③お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

④当社の業務上の都合があるとき。

(4) 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

(5) 当社は申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。

3. 旅行代金(申込金を差し引いた残額)、その他費用のお支払い

(1) 旅行代金は出発日の前日までに取扱い営業所でお支払いいただくか当社指定の口座にお振り込みください（振込の場合の振込手数料はお客様のご負担となります。）。

(2) クレジットカードでのお支払いをご希望の方は、その旨をお伝えください。

4. 旅行契約の内容の変更、旅行契約の解除

(1) 旅行契約の内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、契約内容の変更に伴い生じた運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用当社所定の変更手数料金を申し受けます。

(2) 旅行契約の解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

ア. お客様の任意解除

①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用

②未提供の旅行サービスに係る「お取消しの際の費用」欄に記載の運送・宿泊機関等が定める取消料等

③下記「旅行業務取扱料金（抜粋）」に記載の取消手続料金

イ. お客様の責に帰すべき事由による解除

①当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払がない場合には、手配旅行契約を解除させていただく場合があります。

②お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

③お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

④お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

⑤上記の①から④までの理由により当社が手配旅行契約を解除した場合は、既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の運送・宿泊機関等の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金（手配料金・取消手続料金）は、お客様の負担とさせていただきます。

ウ. 当社の責に帰すべき理由による解除 当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

<お取消しの際の費用・料金>

お客様の都合で変更・取消をなされる場合、所定の取消料を申し受けます。

2週間前～8日前 :20%の取消料 7日前～2日前 :30% 1日前 50% 当日 :100%

5. 当社の責任

(1) 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は、手荷物について生じた前(1)の損害については、前(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

6. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

7. お客様の個人情報の利用目的及び個人データの第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名等を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。

《旅行業務取扱》

山形県知事登録旅行業第 2-297 号

The Hidden Japan 合同会社

山形県山形市本町 1 丁目 5-19 やまがたクリエイティブシティセンター Q1 1-A

TEL : 023-676-8686 FAX : 050-3000-2432

営業時間 : 月～金曜日 9:00～19:00